入　札　公　告

次のとおり競争入札に付します。

令和８年 11 月 12 日

日本司法支援センター　理事長　白　石　史　子

１　競争入札に付する事項

(1) 件　　名　Microsoft 365 E3 ライセンス等調達

(2) 仕　様　等　入札説明書及び仕様書による

(3) 納　入　場　所　日本司法支援センターが指定する場所

(4) 納　入　期　限　入札説明書及び仕様書による

２　競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

３　契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係（担当　辻野）

電話　050－3381－1573

４　入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和８年 12 月 18 日（金）

上記３の場所及び当センターホームページ上

５　入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

６　入札書の提出期限及び提出場所

令和８年 12 月 17 日（木）17 時 00 分

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係

７　開札の日時及び場所

令和８年 12 月 18 日（金）11 時 00 分

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部　会議室

８　入札方式

最低価格落札方式

９　入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

10　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11　契約書作成の要否

要

12　その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記３の場所及び当センターホームページ上において公告する。

Microsoft 365 E3 ライセンス等調達

期　日			業務内容	備考
11月12日	木		入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示	
			入札説明会（実施しない）	
11月20日	金	17:00	質問書提出期限	
11月26日	木	17:00	質問書回答期限	
12月4日	金	17:00	履行確約書等提出期限	
12月10日	木	17:00	入札参加合否通知期限	
12月17日	木	17:00	入札書提出期限	
12月18日	金	11:00	開札・落札者決定	本部会議室

入　札　説　明　書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入札すること。

1	入札事項	**Microsoft 365 E3 ライセンス等調達**
2	仕様	別添仕様書のとおり
3	入札書提出期限及び提出場所	**令和８年 12 月 17 日（木）17 時 00 分** **日本司法支援センター本部** **総務部財務会計課第二係（担当：辻野）** 〒164-8721 東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
4	開札日時及び場所	**令和８年 12 月 18 日（金）11 時 00 分** **日本司法支援センター本部　会議室** 〒164－8721 東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
5	契約予定日	**令和８年 12 月 18 日（金）**
6	納入期限	別添仕様書のとおり
7	参加資格	

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）**「物品の販売」又は「役務の提供等」**において**Ａ又はＢ**の等級に格付けされた資格を有する者であること。

(4) 入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

8　入札参加条件

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参（土日祝日並びに 12 月 29 日から１月３日までを除く毎日、10 時から 17 時まで）、郵送等（書留郵便等に限る。提出期間内必着）又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、**「【入札書類提出】Microsoft 365 E3 ライセンス等調達　〇〇社」**とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和８年 12 月 10 日（木）17 時**までに FAX 又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記３の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

(1) **本件仕様書の要件を満たすことを確約した書面**（別添「履行確約書」書式による）‥‥‥

名（法人の場合はその名称又は商号）及び**「Microsoft 365 E3 ライセンス等調達の入札書在中」**と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に**「Microsoft 365 E3 ライセンス等調達の入札書在中」**の旨朱書きし、中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法（例えば書留郵便）を利用すること。

オ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項（金額、数量及び単価は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。

カ　入札者本人（法人の場合は代表者）が入札するときは、入札書には、当該本人が署名・記名及び押印すること。入札者本人（法人の場合は代表者）以外の者が入札するときは、入札者本人（法人の場合は代表者）から本件入札に関する代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可とする。

(3)　入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

ア　入札参加資格のない入札者による入札

イ　入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの

ウ　入札金額、数量及び単価が訂正されているもの

エ　入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの

オ　入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの

カ　入札書記載の入札金額（総額）の算出過程に誤りがあるもの

キ　暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合

ク　複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの

ケ　その他入札に関する条件に違反したもの

10　開札

(1)　開札は、入札実行者の面前で行う。

(2)　入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ　公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(3)　本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。

(4)　入札場への入場は、入札事業者１社につき１名とする。

11　落札者の決定

(1)　上記８の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2)　開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

(3)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。

(4)　本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第 17 条第 1 項に定める契約（予定価格が１千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約）となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の 60％を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12　契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記５の契約予定日付けで別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13　質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書（別添参照）を電子メール（エクセルファイル）により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する（質問書の提出がない場合は掲載しない。）。

質問書提出期限　**令和８年 11 月 20 日（金）17 時 00 分**
提　出　場　所　**日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係**
質問回答期限　**令和８年 11 月 26 日（木）17 時 00 分**

14　入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部　総務部財務会計課第二係（担当：辻野）
電　話　番　号　：050－3381－1573
ＦＡＸ番号　：03－5358－1058
Ｅ－ｍａｉｌ　：keiyaku@houterasu.or.jp
※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。
メール表題例
【入札・質問】仕様書に関する質問（Microsoft 365 E3 ライセンス等調達）〇〇社

15　その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
納付を免除する。

(3) 費用の自己負担
入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担するものとする。

Microsoft 365 E3
ライセンス等調達
仕様書

令和８年 11 月

日本司法支援センター

目次

第１　調達件名.....2
第２　調達の目的.....2
第３　調達内容.....2
　１　調達範囲.....2
　２　契約期間.....2
　３　納入成果物及び納入期限.....2
第４　作業の実施に当たっての遵守事項.....3
　１　機密保持及び資料の取扱い.....3
第５　納入成果物の取扱いに関する事項.....4
　１　知的財産権の帰属.....4
　２　契約不適合責任.....4
　３　検査.....5
第６　競争参加資格等に関する事項.....5
第７　再委託に関する事項.....5
第８　その他特記事項.....5

第１　調達件名

Microsoft 365 E3 ライセンス等調達

第２　調達の目的

日本司法支援センター（以下「センター」という。）が法律事務所業務用として継続して使用する必要がある Microsoft 365 E3 ライセンス等（以下「本件ライセンス」という。）について、令和９年１月 31 日に契約期間満了となることから、調達を実施するものである。なお、本件ライセンスへの切替えに当たっては、利用者への影響を生じさせることなく、継続して利用できる環境を確保するものとする。

第３　調達内容

１　調達範囲

(1) Microsoft 365 E3

利用期間：令和９年２月１日から令和 10 年１月 31 日まで

ライセンス数：405 ユーザー分

(2) Microsoft Teams Enterprise

利用期間：令和９年２月１日から令和 10 年１月 31 日まで

ライセンス数：220 ユーザー分

(3) Microsoft SharePoint 追加ストレージ

利用期間：令和９年２月１日から令和 10 年１月 31 日まで

数量：４TB（１TB＝1,024GB）

なお、受注者は、利用期間中のストレージの増量については、センターと協議の上、これに応じるものとする。

本件ライセンスは現在センターが利用しているテナント内で利用可能であること。なお、ライセンスの変更に伴いセンターの作業が必要な場合は、作業内容を明示した上で、事前にセンターの了承を得ること。また、本件ライセンスへの切替えに当たっては、ライセンスの一時的な失効、データの滅失その他利用者の業務に支障が生じることのないよう必要な措置を講じること。

２　契約期間

契約締結日から令和 10 年１月 31 日（月）まで

本件ライセンスの各利用期間については、上記１「調達範囲」のとおり。

なお、センターは、本契約期間満了後も本件ライセンスを継続利用することを想定しており、１か月単位又は１年単位で契約更新ができるものとする。

３　納入成果物及び納入期限

納入成果物（本件ライセンスを含む。以下同じ。）及び納入期限について以下に示す。

表 3-1　納入成果物及び納入期限

No	納入成果物	内　　容	納入期限
1	Microsoft 365 E3	Microsoft 365 E3 405 ライセンス	令和９年２月１日
2	Microsoft Teams Enterprise	Microsoft Teams Enterprise 220 ライセンス	令和９年２月１日
3	Microsoft SharePoint 追加ストレージ	Microsoft SharePoint 追加ストレージ　４TB	令和９年２月１日
4	ライセンス証明書等	メーカーから発行されるライセンス所有を証明する正規のライセンス証書又はメーカーサイト画面等のライセンス保有が確認できる資料	上記１「調達範囲」記載の各利用期間開始日から 14 営業日以内
5	その他	・議事録 ・打合せ資料	必要に応じて適宜

(1) 納入方法

ア　納入成果物は原則として日本語表記とし、専門用語には必ず説明を付すこと。

イ　納入成果物は、電子データにより納入すること。

ウ　不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納入成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。

エ　納入成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、センターの承認を得ること。

オ　納入成果物が外部に不正に利用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、納入成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

カ　納入成果物について変更、修正等の必要が生じた場合は、その都度、速やかに当該変更等を行い、再度納入すること。

(2) 納入場所

納入成果物の納入場所は、次のとおりとする。

〒164-8721　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階

日本司法支援センター本部情報システム管理課

第４　作業の実施に当たっての遵守事項

１　機密保持及び資料の取扱い

(1)　受注者は、本調達に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた納入成果

物（印刷した帳票を含む。）及び本調達を履行する上で知り得た一切の情報（公知のものを除く。）について、どのような場合にもセンターが開示することを認めていない者に開示し、又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、受注者は、本調達で知り得た情報を他の目的で利用しないこと（本契約終了後も同様とする。）。

(2)　受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、センターから開示を受けた資料、データ、蔵置媒体及びその複製等全てを本契約終了時にセンターに返却又は確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。

(3)　受注者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びセンターの「情報セキュリティ対策基準」等セキュリティ関係規程にのっとり情報を取り扱うこと。

第５　納入成果物の取扱いに関する事項

１　知的財産権の帰属

(1)　受注者は、全ての納入成果物が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、本調達において第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、受注者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うものとする。

(2)　納入成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、又は訴訟を提起された場合には、その責めを全て受注者が負うこと。

(3)　納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は、当該著作物の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは当該著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

２　契約不適合責任

(1)　センターは、納入成果物の引渡し等を受けた後、その内容が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、受注者に対して、受注者の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合がセンターの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することができない。

(2)　センターは、相当と認める期間を定め、受注者に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、受注者に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、センターは追完の催告をすることなく、受注者に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

ア　履行の追完が不能であるとき。

イ　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

ウ　契約の性質により、履行期限前に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

エ　上記アからウに掲げる場合のほか、センターが追完の催告をしても受注者が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

(3)　センターは、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、受注者に対して、本契約を解除することができるほか、受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

３　検査

(1)　受注者は、納入成果物について、納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。

(2)　検査の結果、納入成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、設定、交換等を行い、変更点についてセンターに説明を行った上で、指定された日時までに再度納入すること。

第６　競争参加資格等に関する事項

(1)　令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」においてＡ又はＢの等級に格付けされた資格を有する者であること。

(2)　予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3)　予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4)　入札公告日から起算して過去６か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。

第７　再委託に関する事項

本調達の受注者は、業務の全部又は一部を再委託してはならない。

第８　その他特記事項

(1)　受注者は、本調達の円滑な運営を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本調達を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと協議を行い、合意した内容に基づき対応を行うこと。

(2)　受注者は、センターが本契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、速やかに対応すること。

(3)　受注者は、施設設備等の管理及び運用に関し、センターが定める諸規程及びセンターの指示を遵守すること。

(4)　本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき又は本調達の内容を変更する必要が生じたときは、センターと受注者で協議し、決定するものとする。

(5)　本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受注者で協議し、決定、

解決するものとする。

以上

質　問　書

件名：「Microsoft 365 E3ライセンス等調達」

日　付　　令和　　年　　月　　日
所在地
会社名
担当者
電　話
ＦＡＸ
E-mail

項番	区　分	該当ページ	質 問 事 項	回　　答
1	仕様書〇(〇)	〇〇ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格：日本産業規格Ａ列４番縦長横書き
エクセルファイルで作成・送付のこと

履　行　確　約　書

日本司法支援センター理事長　殿

当社は、令和８年11月12日付け公告の「Microsoft 365 E3ライセンス等調達」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　所
会社名
代表者　　印

担当者
氏　名
連絡先
※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会　社　名

担当者氏名

（ＦＡＸ番号　　）
（メールアドレス　　）

日本司法支援センター

結　果　通　知　書

貴社から提出がありました令和８年 11 月 12 日付け公告の「Microsoft 365 E3 ライセンス等調達」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合　格

不合格

東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター　本部総務部財務会計課　辻野
電話　050-3381-1573

※　本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。
入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。

誓　約　書

□　私
□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター
理事長　殿

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名　　印

担当者
氏　名
連絡先

（注）担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入　　札　　書

入札物件名　Microsoft 365 E3ライセンス等調達

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金								

（数量一式・税抜価格）

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、
その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和　　年　　月　　日

日本司法支援センター理事長　　殿

所　在　地

会　社　名

代表者氏名　　（印）

（復）代理人氏名　　（印）

(注1)代理人（又は復代理人）による入札であっても、会社の所在地・会社名・代表者氏名を記載すること。

(注2)復代理人が入札を行う場合は、復代理人の氏名を記載すること。

(注3)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、上記いずれも押印省略可

担当者

氏　名

連絡先

（代表者→代理人）

委　任　状

日本司法支援センター理事長　　殿

私は、下記の者を、「Microsoft 365 E3 ライセンス等調達」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する件
２　見積りに関する件
３　契約締結に関する件
４　代金請求及び領収に関する件
５　復代理人選任の件
６　上記に付随する一切の件

令和　　年　　月　　日

委　任　者　　所　在　地

商号又は法人の名称

代表者氏名　　印

受　任　者　　住所・連絡先

氏　　名

代 理 人 使用印鑑

（注）受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

（代理人→復代理人）

委　任　状

日本司法支援センター理事長　　殿

私は、下記の者を、「Microsoft 365 E3 ライセンス等調達」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

１　入札に関する件
２　見積りに関する件
３　契約締結に関する件
４　上記に付随する一切の件

令和　　年　　月　　日

委 任 者　　所 在 地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受 任 者　　氏　　名

印

復 代 理 人　　住所・連絡先
氏　　名

復代理人 使用印鑑

（注）復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

契 約 書

１．件　　名　Microsoft 365 E3 ライセンス等調達
２．数　　量　別添仕様書のとおり
３．仕　　様　別添仕様書のとおり
４．納入場所　別添仕様書のとおり
５．納入期限　別添仕様書のとおり
６．契約金額　金●●●●●●円
（うち消費税及び地方消費税相当額●●●●●円）
内訳は、別紙「契約金額内訳」のとおりとする。

別添仕様書に定めるMicrosoft 365 E3 ライセンス等（以下「本件ライセンス」という。）について、日本司法支援センター（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり、ライセンス供給契約を締結する。

（契約の目的）
第１条　本契約は、乙が別添仕様書に基づき、頭書の納入場所へ頭書の納入期限内に本件ライセンスを納入し、甲が契約代金（頭書の契約金額）を支払うことを目的とする。
（検査）
第２条　乙は、本件ライセンスを納入しようとするときは、甲に通知し、甲の指示に従って頭書の納入場所に納入するものとする。
２　甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの下検査を行い、その検査に合格したときは、引渡しを受けるものとする。
３　本件ライセンスが検査に合格しなかったときは、乙は、遅滞なくこれを是正改善して甲の検査を受けなければならない。
４　第１項及び第２項の規定は、前項の場合に準用する。
（契約代金の請求及び支払）
第３条　乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲がライセンス利用を開始する日が属する月の翌月以降、毎月、甲に対して前月のライセンス料の支払を請求することができる。その際、消費税及び地方消費税額（消費税及び地方消費税額に１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を明示し、併せて請求するものとする。乙が消費税法（昭和63年法律第108号）第２条

第１項第７号の２に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第 57 条の４第１項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。

２　甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から 30 日以内に前項の規定により請求を受けた代金を乙に支払うものとする。

３　甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセント（本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号）において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。）の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。

４　前項の規定により計算した遅延利息の額に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息の額が 100 円未満である場合には、甲はその支払を要しないものとする。

（再委託）

第４条　乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の全部又は主たる部分を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託することはできない。

２　乙は、本件業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

３　乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

４　乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（再委託に関する内容の変更）

第５条　乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式

により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（履行体制）

第６条　乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

２　乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

３　前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（個人情報等の取扱い）

第７条　乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。

(1)　乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2)　乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

(3)　乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(4)　乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。

(5)　乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読が不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。

(6)　乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出

し、あらかじめ甲の承認を受けること。

(7)　乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。

(8)　前２号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。

(9)　乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。

(10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。

(11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。

(12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。

(13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。

(14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。

２　甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。

３　乙が第１項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止等）

第８条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

（期限の延長）

第９条　乙は、自己の責めに帰することができない事由により納入期限内に本件ラ

イセンスを納入することができないときは、甲に対して遅滞なく理由を付して納入期限の延長を求めることができる。この場合、延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。

2　乙の責めに帰すべき事由により納入期限内に本件ライセンスを納入することができないときは、甲は、乙から遅延料を徴して納入期限を延長することができる。

3　前項の遅延料は、遅延日数１日につき契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）から既納部分に対する契約金額相当額を控除した額に対して年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

（甲の契約解除権等）

第 10 条　甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。

(2)　納入期限内に、又は納入期限後相当の期限内に本件ライセンスを納入する見込みのないことが明らかに認められたとき。

(3)　乙が本契約の条項に違反したとき。

2　前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

3　前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。

4　乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件ライセンスの納入をすることが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

5　甲及び乙は、第１項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6　第１項、第４項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

（損害の賠償）

第 11 条　乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第 12 条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 13 条　乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条又は第８条の２の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3)　乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。

２　乙は、前項第３号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100

分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付命令（同法第７条の３各項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

５　乙が第１項及び第２項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

６　本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

するなどしているとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 15 条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　暴力的な要求行為

(2)　法的な責任を超えた要求行為

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為

(5)　その他前各号に準ずる行為

（再委託先等に関する確約）

第 16 条　乙は、前２条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再委託先等（再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）及び乙が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再委託先等に関する契約解除）

第 17 条　乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（違約金等）

第 18 条　甲は、乙が第 14 条及び第 15 条の各号のいずれかに該当すると認められるときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

２　前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

３　甲は、第 14 条、第 15 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

４　乙は、甲が第 14 条、第 15 条及び前条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

5　前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

6　乙が第１項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 19 条　乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下単に「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第 20 条　甲は、本件ライセンスの引渡しを受けた後、種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2　甲は、相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　契約の性質により、納入期限までに納入しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が納入期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3　甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して、第 11 条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4　甲は、前３項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な本件ライセンスを引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期

間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

（所有権）

第 21 条　本契約に係る成果物（別添仕様書表３－１の No.１、２及び３を除く）の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

（知的財産権の帰属等）

第 22 条　乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。

２　前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、自己の責任において解決に当たるものとする。

３　前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

（過失責任）

第 23 条　乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

２　乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わないものとする。

（危険負担）

第 24 条　甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

２　甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

（秘密の保持）

第 25 条　乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

（契約保証金）

第 26 条　本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

（管轄裁判所）

第 27 条　本契約に関する紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、東京地方

裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第 28 条　本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲　東京都中野区本町１－32－２　ハーモニータワー８階
日本司法支援センター
理　事　長　白　石　史　子

乙　東京都●●区●●町……
●●株式会社
代表取締役　●　●　●　●
（登録番号 T-**********）

別 紙

契約金額内訳

円（税込）

年度	契約期間	Microsoft 365 E3 ライセンス	Microsoft Teams Enterprise ライセンス	Microsoft SharePoint 追加ストレージ	合計
令和8年度	令和9年2月1日　～　令和9年2月28日				
	令和9年3月1日　～　令和9年3月31日				
	年度合計額				
令和9年度	令和9年4月1日　～　令和9年4月30日				
	令和9年5月1日　～　令和9年5月31日				
	令和9年6月1日　～　令和9年6月30日				
	令和9年7月1日　～　令和9年7月31日				
	令和9年8月1日　～　令和9年8月31日				
	令和9年9月1日　～　令和9年9月30日				
	令和9年10月1日　～　令和9年10月31日				
	令和9年11月1日　～　令和9年11月30日				
	令和9年12月1日　～　令和9年12月31日				
	令和10年1月1日　～　令和10年1月31日				
	年度合計額				
総　額					